【ドイツのメディアからvol. 1】

**「人種（Rasse）という概念を無くしてしまおう」**

ドイツには実は憲法（Verfassung）がない、と言うと驚く人もいるだろうが、ドイツで憲法にあたるのは「基本法（Grundgesetz）」と呼ばれるものだ。第二次大戦後の1949年に、過去の罪深い歴史の反省からこの基本法が制定された時、これを「憲法（Verfassung）」と呼ぶことは意図的に避けられた。その理由は当時の東西分裂状態にある。当時の西ドイツは、将来いつの日か東西統合が実現しドイツが一つの国になった時にあらためて「憲法」を作ろう、その日までは暫定的に「基本法」と呼んで憲法の代わりにしよう、と考えたのである。だが1990年、念願の東西統一が実現した後も、その間にすっかり定着していた西ドイツの基本法の骨子は変える必要はないと判断され、呼び名も含め「基本法」がそのまま統一ドイツの憲法の座を占め続けることになった。呼び名だけの問題であるかのようにも思えるが、これは、1949年に作られた基本法の内容がそれだけの普遍性を持っていたからにほかならない。小学生以上のドイツの子供なら誰もが暗唱できる第一条第一項は以下の通りだ。

*人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し守ることは、あらゆる国家権力の義務である。*

「ドイツ国民」ではなく、「人間」の話から始まるところが注意を引く。この第一項はドイツでは、なにか事があるたびに政治家によってもメディアによっても日常的に引用されるものだが、特に2015年秋の難民流入による混乱時にドイツ国内で、この基本法冒頭の一文が大勢の人間の口から何回も何回も繰り返されたことが記憶に新しい。ドイツの基本法では続く第二項で初めて、「ドイツ国民」が登場する。

*従ってドイツ国民は、絶対にして不可侵な人権を、世界における人間のあらゆる共同体、平和、正義の基盤とみなすことを誓う。*

さて、昨日6月10日、野党緑の党がこの基本法第三条「法のもとでの平等」第三項の条文からある一語を削除することを要求したことが、目下ドイツ国内で話題になっている。削除すべきとされた語は「人種（Rasse）」であり、当該の条文とは以下のものだ。

*何者も、その性、出自、人種、言語、故国や出身国、信仰、宗教及び政治上の見解によって、不利益を被ったり優位に立つことがあってはならない。障害によって不利益を被ることがあってもならない。*

この条文中の「人種」を抹消せよ、というのが緑の党の要求内容である。この要求には、他の野党のみならず、政権与党のドイツ社会民主党（SPD）からも直ちに賛同が表明された。SPDからは、「この時代遅れの『人種』という概念は、基本法に登場すべきではない。これは第三条から削除されねばならない。『人種』などというものはない、という明晰さが、われわれのドイツ憲法の中にも反映されることを願う」とのコメントが発せられた。このSPDのコメントは、そもそもの発信者である緑の党の発言をそのまま受けたものであり、緑の党はこの要求を掲げる理由を次のように説明している。「もういい加減に人種主義（Rassismus）という概念を忘れ去る時だ。（人種という）概念自体が人間をカテゴリーに分類しようとするものであり、これは基本法が求める理想や精神に反する。『人種』などというものは存在しない。存在するのは人間だけだ。」そもそもドイツ人が「人種」という語からすぐに連想するのは、ナチスが標榜した「アーリア純血種」思想であり、この語自体にすでに暗い犯罪の記憶がまとわりついている。ナチスが、金髪碧眼で背の高い健康なアーリア人種をゲルマン民族の優位性を証明する存在として持ち上げることで、他民族のみならず、障碍者をも大虐殺したことは誰もが知るところだ。当然のことながら、ユダヤ人虐殺の記憶が生々しかった1949年時点で基本法作成に取り組んだ人々は、人種を理由にしてナチスドイツが犯した大犯罪を大いに意識し、自戒と警告の必要から条文の中にこの語を盛り込んだ。だが戦後75年となる今、緑の党はそこから更に一歩先に進み、この忌まわしい「人種」という概念を無くすことで「人種差別」という行為をも人間の営みから消してしまおうではないか、というところにまで発展させようとしているのである。これを受けた連邦内務相ゼーホーファー氏（CSUキリスト教社会同盟）は、この緑の党からの要求を真剣に取り上げて、今後の話し合いに応じる姿勢があることを現時点で表明している。

今ドイツ政界でこのような声が上がった背景には、もちろん、あの米国発の事件、目下世界に影響を及ぼしつつあるジョージ・フロイド事件がある。5月末に米ミネアポリスで白人警官が無抵抗の黒人男性を公衆の面前で殺害した事件は、その後ここドイツでも大きな運動に発展した。6月に入るや、ベルリン、ミュンヘンをはじめとするドイツの複数の大都市で、万単位の人々が人種差別反対デモに乗り出し、現在もあちこちで集会やデモが行われている。ジョージ・フロイドの名前を掲げてはいるものの、彼らが糾弾しているのはもちろん米国ではなく、ドイツ国内にはびこる人種差別である。現在外国人居住者率が2％程度の日本と比べると、ドイツはもともと外国人率がはるかに高いが、2015年の難民流入以降は更に上昇を続け、連邦統計局の最新数字によると外国人居住者率は現在全国で12.2％に上っている。大都市になるとこの数字は更に増え、ベルリンは20％近く、私が住んでいるフランクフルトは住民の30％近くが外国人である。特にフランクフルトの場合、ドイツ国籍を持ってはいるが出自が外国、つまり外見からは外国人に見えるという住民も含めると、昨年ついに外国人が半数を超えたと言われている。つまりドイツの大都市では外国人が当たり前に多いため、相手が何国人かなどということにはもはや互いに無関心で、ドイツ人も外国人住民との付き合いにすっかり慣れており、市民同士国籍など気にせず平和に共存しているとも言える。一見すると緑の党が目指す前述の理想、「人種」が存在しない社会のようにも見えるのだ。だが、今回のデモを契機にやはり外国人住民が抱える問題が次々浮上し始めた。最も深刻なのは、名前が外国名であるために住宅の賃貸契約を断られる、就職で差別されるといったケースだ。「人種」という概念を無くそうとするなら、国は、市民社会における人種差別行為を具体的に無くしていく方向にも舵を取らねばならないという当たり前のことが、今ドイツの路上で明らかになっているわけだが、これは、言葉と行為は鶏と卵の関係にあるという話でもある。

因みに現在ドイツ国内あちこちで展開しているデモに対して、ドイツの政治家たちは、デモの意図もその権利も十分に認めながらも、コロナ時代に困ったな、といった様子が見え見えで、「マスクはして下さいね」「人との間隔を1.5mは空けて下さいね（そりゃ、無理だろう！）」と弱々しい声を上げている。

（2020年6月11日）